

【事案 26-160】 損害賠償請求

・平成 27 年 3 月 25 日 裁定打切り

<事案の概要>

積立利率変動型終身保険について、相続税法が改正されたことにより相続税対策ができなくなったことを理由に、相続税の修正申告による追加納付額等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

親族が平成 18 年 4 月に契約した 2 件の積立利率変動型終身保険について、平成 22 年 8 月、自分が契約者の地位を相続したが、相続税法が改正されて定期金給付契約に関する権利の評価方法が変更されたことにより、相続税対策ができなくなった。

以下の理由により、相続税の修正申告による追加納付額、過少申告加算税および延滞税とそれぞれに対する遅延損害金を請求したい。

- (1) 契約時、募集人は将来の税制改正により節税メリットが得られなくなることがあるという説明義務を怠った（主張①）。
- (2) 保険会社は適切な時期に年金支払移行特約を付すべき義務を怠った（主張②）。
- (3) 節税メリットがない商品であるにもかかわらず、誤った説明を繰り返した（主張③）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 相続税に関する対策や申告は、納税者が自らの責任において行うものである。また、募集人は、相続税に関しては、募集時点での税制にもとづくものであることを契約者に述べており、将来、税制改正がある可能性についても説明を行っている。
- (2) 募集時のパンフレットに記載のとおり、年金支払移行は、契約者から所定の申出にもとづいて行われるものであり、当社に年金支払移行特約を付すべき義務はない。
- (3) 税務申告は納税者の義務であり、その義務を果たすべく納税者が専門家である税理士等に相談して行うべきものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 申立人および保険会社の主張のうち、主張①の争点については、契約者が募集人および保険会社職員から受けた説明の内容が問題となり、主張②の争点については、年金支払移行特約の付加請求に関する事情が問題となる。特に、主張②の争点に関しては、各申立契約を平成 22 年 3 月 31 日までに払済保険に変更したうえで年金支払移行特約の付加請求をする必要があったが、同付加請求は平成 22 年 11 月まで行われておらず、契約者が適切な時期に同付加請求を行わなかった事情が問題となる。しかし、主張①および主張②の争点について判断するにあたっては、契約者に事情聴取する必要があるが、契約者はすでに死亡しており、これを行うことはできない。
2. 同じく主張③の争点に関しては、契約者が死亡した後の事情が問題となるが、仮に、申立

人の主張するとおりに、保険会社が誤った説明を繰り返していたとしても、これによって、申立人の主張する高額な修正申告による追加納付額の損害が発生するものではなく、主張③のみを判断することは意味がない。

3. 本件のように、争点が多岐にわたり、そのいずれについても当事者の主張が鋭く対立し、また、契約者の事情聴取を行うことができない事案については、慎重な事実認定が要請され、申立人、募集人および保険会社職員等の証人尋問手続を経て、事実関係を確認すべきであると考えられる。しかしながら、当審査会には、そのような権限はない。
4. 以上に加え、本件は、請求金額が高額であることから、簡易迅速な解決を旨とする裁判外紛争解決機関である当審査会ではなく、訴訟手続における慎重な審理の上で、解決を図ることが相当であると判断する。